

## 配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成22年2月24日(水曜日)  
午後1時32分～午後3時27分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 原 田 茂 委員 長 南 口 彰 夫 副委員 長  
徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)  
安 富 法 明 委 員 河 村 淳 委 員  
村 上 健 二 委 員 佐々木 隆 義 委 員  
布 施 文 子 委 員 山 本 昌 二 委 員  
田 邊 諄 祐 委 員 柴 崎 修 一 郎 委 員  
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員  
河 本 芳 久 委 員 下 井 克 己 委 員  
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員  
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員  
高 木 法 生 委 員 有 道 典 広 委 員  
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 大 中 宏 委 員
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長  
佐 伯 瑞 絵 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 総 務 部 長 山 田 悦 子 市 民 福 祉 部 長  
岡 村 恵 右 市 民 福 祉 部 高 齢 障 害 課 長

午後 1 時 3 2 分開会

委員長（原田 茂君） それでは只今から配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会を開催します。前回も申しましたけど本特別委員会の調査目的はあくまでも行政事務のみの調査でございますので、この点を踏まえてよろしくお願い申し上げます。それでは配食貸与車の全損事故に関することについてを議題といたします。本日の審査の進め方ですが、最初に前回の本委員会での安富委員からの質問で執行部から提出された資料 1 2、要望書の件と村上委員の配食貸与車の全損事故に関する事務の経緯についての質問について執行部から説明を求めます。その後改めて前回配付いたしました資料に基づきまして質疑を受けたいと思います。まず波佐間総務部長から説明をお願いいたします。波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 只今、委員長のほうから許可をいただきましたので、前回の当調査特別委員会におきまして、安富委員のほうからご指摘がありました執行部のほうから提出しております資料につきまして、一部黒塗りの箇所がある。その中でもとりわけ要望書の署名簿が黒塗りされてるのはどういう理由かというご質問だと思います。前回の調査特別委員会にあたって、提出を求められた資料につきましては、美祢市議会が地方自治法第 1 0 0 条第 1 項の規定に基づき提出を求められたものでありますことから、正当な理由がない限りはこれを拒むことはできないものというふうに解しております。

しかしながら、本委員会が公開により行われるということから、当該の署名簿は特定の個人を識別することができ、又、個人の権利権益が害されるおそれがある、いわゆる個人情報、情報公開条例でいいます不開示情報であることから、その提出に当たっては、その取り扱いに慎重を期さなければならないというふうに考えまして、一部黒塗りをして提出をさせて頂いたところであります。

従いまして、地方自治法第 1 0 0 条に基づく提出要求に対しての当該署名簿は、黒塗りのない開示という形での提出はできると考えますけれど、安富委員が前回の委員会で言われましたように署名簿を縦覧なりしても別に不思議はないだろうし、こういうものの取り扱い方というものを考えていかなければならないということから発言をしたわけですと言われておりますように、署名簿の取り扱い方につきましては、公開の委員会であれば全部開示した署名簿は縦覧にするとか、あるいは、委員会にそのまま提出する場合には秘密会にするとかなど、その取り扱いにつきまして、当委員会において十分なお配慮をお願いしたいというふうに考えておるところであります。以上回答とさせていただきます。

委員長（原田 茂君） はい、ありがとうございました。次に山田市民福祉部長説明をお願いいたします。山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先の特別委員会におきまして説明を求められました平成20年6月30日から平成21年7月13日までの市の対応についてご報告いたします。

平成20年6月30日、事業者からの事故示談書の提出時において、事故による保険金は、車両購入時まで預り金勘定で保管し事業の遂行に支障がないようにいたします。と書面に記載があり、しばらく営業努力により、利用者に迷惑がかからない状況で対応したいとの申し出があったことから、代替車購入の意思について確認をその時点でしております。

平成20年8月上旬、事業者において、平成20年7月28日に貸借車両の廃車手続きが完了したため、自動車検査証返納証明書を窓口を持参されました。提出時に代替車両の購入時期については、まだ定まらないとの報告を受けております。利用者が、配食サービスを継続して利用できることが第一であり、配食サービス事業実施については支障がないことから、いつの時点で代替車が購入できるか、事業者の状況を見ていく必要があると考えておりました。また、監査委員からの監査結果通知にもあるように、配食数が平成18年度と比べ3分の2程度に減少しており、配食用車両2台の完全稼働は必要ない状態であったこと。株式会社タケオカが所有する業務用車両を配食サービスに一部共有すると申し合わせたため、当面事業運営に支障をきたさないと判断したこと。この2点から、引き続き状況を見ていくこととしておりました。

平成20年11月26日、配食サービス事業の裁判に関する調査のため、事業者を訪問し、調査終了後、代替車両の購入意思の確認を再びしております。

平成21年3月31日、事業者が備品の消失及び破損に関する報告書を提出された際、現時点では、株式会社タケオカの車両で配食サービス事業を実施しており、利用者に支障がないため、回復時期については特に提示しないが、購入の際は同年式車両とするように再度確認を行いました。配食サービスを委託している美祢市と配食サービスを受託している事業者とは、美祢市配食サービス事業委託契約書に基づき、両者信頼関係のもと事業を実施しており、代替車両の購入についても可能な限り早い時期に購入されるよう口頭での協議を行って参りました。その間、事業者からもインターネット等で中古車調査や山口ダイハツに対して中古車の斡旋をお願いしているが、なかなか見つからない旨の報告を受けおり、同年式の車両を見つけ

るために時間がかかるとの認識を持っておりましたので、期限を設けて購入するようには指示はしておりません。

平成21年6月30日に実施された監査において、早期の債務弁済に向けた事務を進めるよう指摘もあり、平成21年7月13日、文書により早急に貸借物件の回復をされるよう通知をいたしました。この通知に対し、平成21年7月17日に提出されました事業者からの伺い書では、資料8になりますが、読み上げますと美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復について文書を頂きました。それにより、貸借物件の回復の意思があるものと推察するものであります。と記載されており心外な文書を頂きました。とあり、このことから原状回復に関する双方の意思確認はできておりました。しかしながら、その伺い書に車両の購入について鋭意努力しており、年式を平成18年に指定されたことにより対象物件がなかなか見つからず貸借物件の回復が実現していない状況である旨報告されております。文書での協議まで、約1年間を要しましたが、配食サービス事業を継続し、円滑に実施するためにも事業者との協議の期間等は必要であったと考えております。以上で説明を終わります。

委員長（原田 茂君） はい。それでは只今の説明に対する質疑はございませんか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 前回出していた資料があるんですけど今20年6月から以降と21年の4月までいろんなことをされたって、これは全部全て口答ですか。

委員長（原田 茂君） はい、山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 口答で対応しております。

委員長（原田 茂君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） 役所の口答ということは実行してないのほとんど変わらない意味を持つんですけど、そういうことが実際に口答で済まされるんです。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 使用貸借契約書の11条の中にもこの契約について疑義を生じたときは甲乙協議の上解決するものとするので、口答でも可能と考えております。

委員長（原田 茂君） よろしいですか。（発言する者あり）はい、村上委員。

委員（村上健二君） 今、山田部長のほうから経緯を説明してもらいました。6月30日ということから言われたいね。ちょっとその以前のほうがちょっと大事

じゃなかろうかと思って、ちょっと質問しますが、20年の6月10日のこの決裁書、その文書の解釈の仕方はいろいろ各個人あるかと思うんですけどちょっと最初読んでみますとランチ工房美祢に貸与している車両への事故、平成20年4月17日の東厚保町での正面衝突事故に伴う損害につきましては平成20年4月1日付け使用貸借契約書第5条に基づき貸借物件の使用に伴う事故につきましては全てランチ工房美祢の責任において解決するものとなっております。とあるわけですか。これ5条でいいわけですか。これ5条と言うのは貸借の何を見てみると相手側のだけの損害について言うちよるんじゃないんですか。公用車のほうの事故の始末についてこれは謳ってないんですよ。こういうふうに解釈していいんです。本来なら4条の貸借契約書の4条でやらんにゃあいけんと思うんですが、その辺は。平成21年7月13日この決裁書、古屋敦子さんというんですか。この方が4条でやちよるわけでしょう。これが平成20年の6月ならあまり問題がないと思うんですけど、どうしてこういうことになったんですか。これは確かに相手側の損害に対することと廃車のことにしか平成20年6月10日はやっていないと。公用車の弁償については一切触れていないっちゃうこの決裁書。これあなたが書かれた訳ですか。間違いなく訳ですか。ちょっと不自然じゃあないですか。第4条でやるべきじゃあないですか。どう考えちゃってですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 決裁文には第5条、相手方のことについて触れております。第4条については、決裁文では触れておりませんがそれは使用貸借契約書に基づいて、当然原状回復されるであろうということで触れていなかったということなんです。

委員（村上健二君） 平成20年6月10日に第4条が本当じゃあないわけ。なんで平成20年6月10日に公用車の損害についての請求のことは一切触れてないっちゃうことはどういうことですか。

委員長（原田 茂君） 村上委員。挙手にてお願いします。質疑を挙手にて。

市民福祉部長（山田悦子君） 先程も申し上げましたが使用貸借契約書に明記してあるということで特に触れていなかったということなんです。お互い原状回復という認識をもった形でありましたので、特に触れていないということなんです。

委員長（原田 茂君） よろしいですか。（発言する者あり）今の件について。他には、はい、安富委員。

委員（安富法明君） 最初にですね、総務部長の回答でございますが。縦覧等、要

するに委員会として、ある委員会として慎重に配慮してもらえれば開示するのが当然じゃろうというふうな回答であったというふうに思いますが。基本的にまずですね、お伺いしたいことが一つはですね、これ監査請求が出てそのあと監査請求が納得できないからよって要望書の形で請求があったと。内容的には、部長の更迭なり議会選出の監査委員さんの罷免と言いますかね、そういうことの要望が入っているわけですね。内容的には非常に厳しい私は要望書だろうというふうに。その関係者の処分まで触れておられる訳ですよ。事実の解明を求めるために出された要望書ならまだわかるんですが、すでにその市のほうに非があるということをお前提でしょうねやはり、職員の処分あるいは監査委員の罷免と言いますかそういうところまで話を記載がされておるわけですね。そういうことですね、基本的にはですね非常に厳しい先程言いましたようにその要望書。訴えによりますと善意の皆様方の市民の270名近い、270名ですかの署名が付いている。こういうことです。総務企業委員会でも議論の中であった話なんです、この重い要望書についてですね署名がついている。この署名の取り方がどうなんだろうかということの議論がありました。そういうことから、市としての何と言いますか、疑念、疑惑を解明してほしいというふうな、おそらく私は、署名をされた方々それぞれですね、名前を秘匿と言いますか、隠す必要はおそらく感じておられない、堂々と主張される、おそらく気持ちで署名されたんだろうというふうな思いがありました。おそらくそうじゃあないかなあと。そういうことですね、このあと二つ申し上げますが、一つはですね総務のほうで一応受け取り、受理をされた訳ですよ。受理をされて調査をしたと、こういうことです。こういうふうなですね、非常に要望書に署名がついてきたものをですね、どういう形で審査をして受け取ったかということをお聞きをしたいんです。例えばですね、趣意書と署名簿が分離をしてるんじゃないかというふうなことが一つあります。おそらくいろんな形での検討はされたんだろうというふうに思うんですが、きちんとその辺のことを精査をされた上で受理するに値するものとして受け取られたのかどうなのか。それとですね、そのあとですね実は100条で調査をしておる訳なんです、この発端はですね、市長のこういう要望書が出たものに対して検討した結果、何ら問題はないとこういうふうな報告があってそのことが良いとか悪いとかというふうな発展してきてる訳です。ですから一端、市としては問題がないという判断をされたんだろうと思うわけですね。そうしたときにですね、この多くの署名がついた要望書をおあるは要望者ですね、代表者に対してですね市が調査した結果をですね、結果をお知らせになっておるのかどうか。例えば監査請求が

出た場合には、監査委員さんが調査をした上で監査の結果をお知らせになるというふうに思うんですが、そういう形の認識あるいはそういうことが行われておるのかどうか。二点についてお伺いをします。

委員長（原田 茂君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 安富委員のご質問にお答えをします。一点目の要望書の受け取りの際に趣意書並びに署名簿について十分に審査を、分離しているとかそういうことについて審査をしたかというご質問ですけれど、受け取りの際には、趣意書と署名簿の分離、不分離とかいう、そういう形式のことについては、十分な確認はいたしておりません。一括して要望書という形でいただいたということでございます。それから、もう一点の要望書の中身についての審査した結果、調査した結果を提出者のほうに通知をしたかということですが、その点につきましては、9月1日に要望書が提出された訳ですが、9月の議会途中だったと思いますけど、委員会のほうにおきまして市長が直接、答弁したというふうに記憶しております。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ですから、その要望書の提出にあたってそれほど深く考えなくても、例えばリコールしたりなんだりといういわゆる公式な署名を集めてどうのこうのというふうな形の、要するにそういうふうな目では見ておらなかったということなんでしょうかね、最初の件は。で、それでいいのかどうかということ再度お聞きしたい。それから議会へ報告をされてそれから事が起こってるわけですが、それは私も申し上げたとおりなんですけど、要望書を出されたのは市民ですから要望者に要するに事の顛末についてこうでしたと、市に対して何ら瑕疵はないよということが調査の結果わかったよということであれば、要望者にも要望書提出された方にも文書なり、口頭でちゅうことはないのかも知れませんが、そういうふうなことがなされるべきじゃないか、規則なりなんなりっていうのはあるのかわかりませんが、本来こういうものを受け取られた以上は最後まできちんと提出をされた方に報告義務が出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

委員長（原田 茂君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 安富委員のご質問にお答えいたしますが、要望書を受け取る際には先ほど委員が言われました重たい要望書とかそういう表現をされまして、要望書そのものについては市民の皆さんのいろんな要望書あるでしょう

けどそれぞれ皆同じような扱いという意識で受け取っておりますのでそういうふうな比較的なものはございませんけれど、あくまでも要望書という形で受け取ったという次第であります。それから2点目の署名された方々全員への回答といいますか通知はどうかということですが、この要望書につきましては代表世話人の方から受理したものでありまして署名簿全員の方に回答するという認識は持ち合わせておりませんでした。

委員長（原田 茂君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ちょっと終わりのほうを先に言ってますからおかしいところもあると思うんですが、まだあと山田部長に聞きたいことあるんですが、先にその全員にお知らせをすとかなんとかということじゃなしに、したのかどうかすんでるのかどうかって事実を確認したいんです。ですから一応この代表者の方にその調査をしたよと、市としては調査をしたと、問題がないよと市長が報告されたわけですから議会のほうに。て言うことはそれが一つの決定事項なんですよ。なら当然その代表者にもこうでしたよということをお知らせするというか、文書でされるのが普通じゃないかなと思うんですよ。ですからその辺がなされておるのか、まだなされてないのか。100条というのはそれとは関係無しに発生したものですから、この調査をしますと始めたのはですね、その市の調査の結果を報告した後、ええとか悪いとか十分かどうかという話になってきているわけですから、それをちょっと分けて考えないといけないと思うんですが、だからこの100条が終わってからしますよというのじゃ話が違おうと思うんですよ。で、その辺のことがどうなのですかということをお聞きします。

委員長（原田 茂君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 要望書に対する回答はしておりません。書面による回答はいたしておりません。先ほど申しましたように市長が直接委員会において代表世話人の方からの要求といいますか、私に対して書面によるお願いがあってそれを市長に申し、市長が委員会のほうにおいて回答したというふうに記憶しております。それ以外の回答はしておりません。

委員長（原田 茂君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 何が言いたいかということなんですが、要は私らは確かに市民の代表ですが、それを持って委員会なり議会に対する報告でこの件の報告が済んだよということではこの要望者といいますか、これだけ多くの方、あるいは代表者でいいと思うんですが、それを持って代えるというわけには私はいかないと、議会



の報告で代えるというわけにはいかない性格のものじゃないかなということが申し上げたい。それからそれと併せて、だいたいそれ以上いってないんですからこれ以上言いませんけど、そのこういうふうなかかる要望書、市民から出てくるもの、やっぱり内容によって私は慎重にされるべきだろうというふうに思いますし、受け取るにあたってもう少し内部で検討していただいできちんともう少し規則までいかんでしょうけれども対応が考えられたがいいだろうというふうに思います。このことはこれでおきます。肝心の今、村上委員のほうからもちっと話があったんですが、要はこれは最初に監査請求が出てるんですよ、市に対して。市の監査委員さんに対して。当事者で竹岡監査委員さんがおられるから除斥をしていただいでということでもちきんと手順を踏んで監査請求に基づいて監査されております。その中で問題なのは監査請求して一部指摘事項もあるんですが、市長に対する意見ということで最後のページに5ページに3項目ほど書いてあります。それでですね、要はこれを不服として更にこの署名をつけた要望書が出てきちよるちゅうことですよね。ちゅうことはこの監査請求はおかしいぞと言うんですか、信用ならんとかこういう話なんですよ、わかりやすくいえばね。その中でもおそらくこの何ページですか監査報告ですよ。3の監査により把握したこと(1)ですよ、真ん中の辺で使用契約第4条第2項に基づく原状回復義務の履行状況については、平成21年6月30日時点では原状回復の必要性は認めているものの、市からはランチ工房美祿に対して履行を促す具体的な手続きは行われておらず、原状回復はされていない。ここで言われておる6月30日時点では原状回復の必要性は認めているものとのこの辺ですよ、この辺がおそらく先ほど村上委員の話にちっと出てきたんですが、山田部長が最初に起案をされた、起案平成20年6月9日で決裁が6月10日になっておる最初に出てくる起案書と言いますか決裁書ですよ、要するにこれの中で原状回復についての認識ていいですか、市のほうから山田部長のほうから示されておらんのかな、要するに原状回復義務を履行しなさいということが明確に書きじゃないから、こねえ遅うなったんじゃないか、あるいはその辺のことですよ。山田部長の村上委員に対する先ほどの答弁では使用貸借契約書第5条ですよ、事故に伴う損害の補填、第5条貸借物件に使用に伴う事故については、全て乙の責任において解決するものとする。とおそらくこの契約が交わしてあるからあえてここに起案書にふれなくても当然そのように履行されるものであるという認識だというふうに答弁されてというふうに思うんですがそれは間違いないでしょうか。

委員長(原田 茂君) 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 第4条に基づいて当然であるということです。

委員長（原田 茂君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ごめんなさい。4条でしたね。それで要はこの辺の認識の差が後々まで尾を引いているんだろうと思いますし、その要望書を提出された代表者の方もこの辺に引っかかっておられるというか、だから何ら契約の相手方に対して原状回復の措置をとっておらんのかなとかといわれてるんじゃないかというふうに思うわけです。ですからこの辺の認識については担当の山田部長としてはこの契約上の表記で何ら問題はないと、もう一度確認します。一番おそらく大切なのはその辺じゃないかなというふうに思います。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 第4条で原状回復を求めてありますので特に決裁文には書かなかったということです。誤解を招かないためにも書く必要があったとは思いますが。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） それでは暫時休憩をいたします。その前に先ほど波佐間部長の答弁で9月議会というのがちょっと訂正があったようです。

はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 先程の説明で時系列が混同して回答しましたので、ちょっと訂正させていただきます。代表世話人のほうから私宛に書面で提出があつてというのは6月の時点でございまして、9月ではありませんでした。しかるに要望書の回答として市長がそれに則って回答したというのではなくて、市長が回答したのは12月議会の総務企業委員会においてということでございます。先ほど安富委員言われましたようにこういう要望書についての文書による回答とそういうことについては今後十分留意していきたいというふうに考えております。以上訂正させていただきます。

委員長（原田 茂君） ちょっと休憩をいたします。

午後2時10分休憩

午後2時32分再開

委員長（原田 茂君） それでは休憩前に続き会議を続行いたします。

村上委員。

委員（村上健二君） 簡単に聞きますが、山田部長、今さっき私の質問であくまでも5条でこの公用車の事故の処理についてはそれが妥当であるというような考え方

ですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 4条でということが、5条というのは、決裁文にあるのは事故車、相手方それと自分ところの修理などを責任においてするという意味で記載をしております。原状回復については契約書の第4条に基づいてするというのが原則ですが、当然のことなので起案の文書には書いてなかったということです。ですからそれは書くべきであったと今は思っております。

委員（村上健二君） 本来なら4条でやるべきが本当やったということを確認したわけですか。認めん。

市民福祉部長（山田悦子君） 記載をしてなかったということは手落ちであったと認めます。原状回復については4条でやるべきということは承知しております。

委員（村上健二君） 5条で書く必要ないでしょう。書くんやったら4条で書かかんと。公用車の事故処理はあくまでも5条で通用するというような考え方をもちよったかと聞きよる。正規に言えば4条か、そうじゃない5条でこの度の件は修復させますということか。どっちか聞きゃあええ

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 事故車の原状回復については4条でやるということです。契約書にそのように書いてありますのでそれに基づいて履行するということです。（発言する者あり）それは貸与物件の使用に伴う事故については全て乙の責任ですというのは相手方と自分ところの車については（発言する者あり）原状回復については4条です。（発言する者あり）当然契約書に書いてあることなので記載をしていなかったということです。契約書に記載というか書いてあることなので（発言する者あり）それに基づいて原状回復をお願いしておりますが、決裁文書には書いていなかったとことです。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） あくまでも市長決裁を仰ぐということは市長の権限において何か判断、決断するということです。今回のこの車が全損したことに對する原状回復というのはあくまでも美祢市と事業者との使用貸借契約書に基づいて4月1日に契約をされておりますので、それについては改めて市長の決裁を仰ぐということは必要ないという性格であるというふうに考えます。ただし今、山田部長が申しましたように交通事故による事故の事後処理につきまして相手方、その車両、今後の事業主の運営方法とかその他諸々について市長に報告するとともに今後

の方針について決裁を仰いだ、その決裁を仰ぐ際にこの4条に基づく原状回復については当然のことながら契約書に謳ってある契約事項を履行するべきものであるというふうに補足的に記述するべきであったというふうに申したということでありませぬ。

委員長（原田 茂君） 西岡委員。

委員（西岡 晃君） 今の説明だと矛盾点が出てくるように感じます。というのは6月30日で終わってますけど、1年経って住民監査請求が出たあとに回復の決裁を仰いでますよね、市長に対して。7月の13日ですか。回復の今波佐間部長が言われることを整理すれば回復については契約書があるので決裁を仰ぐ必要はないということですが、これは決裁を仰いでしかもこれに対してランチ工房美祢のほうに回復についてということをごここでは期限を切って、8月10日までに計画をしてくれと8月10日までに貸借物件の回復の報告をしてくれというような書類を出されてます。それが平成20年の6月の時点で同じようなことがされるべきではなかったのかと言うようなことじゃないのかなということだと思います。ここの時点の1年間の間は口頭で整理してきたというふうにおっしゃいましたけれども、住民監査請求が出された後は全て文書にてのやりとりになっておるといふところの矛盾点もあります。そういったところが住民からの要望書の中にもあるようにちょっと不信感が出たのではないかなというふうに思われますが、その辺はいかがでしょう。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 監査からの指摘もありましたので（発言する者あり）監査は6月30日に受けておりますので、その時に監査のほうから早急な手続きなり明文化して対応するようと言うような指摘もありましたので、それに基づいて対応しております。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 6月30日に監査を受けております。

委員長（原田 茂君） 質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

西岡委員よろしいですか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 今監査の、私どもがいただいている資料では市長宛の監査報告は7月24日というふうになっておりますので、その前に当然6月30日ですか受けられてその時に指摘があったということでそれまでは口頭でオッケーだと言っておられましたけどそこから先は文書でやっていくように指摘を受けたというふうなお答えでよろしいんですか。

委員長（原田 茂君） 有道委員。

委員（有道典広君） 役所の中で先ほどあなたも言われましたけど、疑義の解決でこの契約について疑義が生じたときは甲乙協議の上解決するもの、これ口頭で該当するとほんとに思われてるんですか、その辺ははっきりしてください。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 原状回復するというのは4条に書いてありますが、回復方法、現物でとか、それから現金でとかいろいろ申し出もありましたので、そういうものとか、期限についてはそれが良いとは言えないと思いますが、その時点まではこういったことで対応していました。指摘もありましたので文書のほうが適切だと判断しました。

委員長（原田 茂君） 有道委員。

委員（有道典広君） 監査委員から口頭はいけないと指摘わざわざ受けたんですか。それと相手がもし聞いてないというたらどうするんですか。こういうことで。そういうことが起こらないために文書に残して記録をしとくというのが役所の通例でしょう。その辺どう思うんですか。そうであると今後の話の持っていくかたでは部長のほうから全部口頭で言いました相手は聞いてませんでしたっているんな水かけ論が出てきますよ。その辺どう思われます。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 文書での対応が適切と考えておりますので今後につきましてはそのような対応をしたいと思っております。（発言する者あり）早急に対応するようにということで口頭ではわかりにくいので文書での対応をいたしました。

委員長（原田 茂君） 有道委員。

委員（有道典広君） 監査委員が口頭を改めなさいというたわけじゃないわけですね。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 特に言われたかどうかは記憶しておりません。ただそういう対応をしなければいけないと自分で感じました。

委員長（原田 茂君） 河村委員。

委員（河村 淳君） 今までの配食サービスの事業についてのいろいろ資料渡していただきちよるわけですが、遅れた理由等がこれによってだいたいわかるわけですが、一つ私がわからんことが、わかりにくいところが一点ある。これはこの前山田

部長の答弁があったと思うが、補助金を返還するちゅうことがあったですね。この補助金を返還するちゅうことはたぶん私らもなかなか補助金ちゅうものは適正化法があってみやすうに補助金を返還するちゅうことができないと思うが、この辺について国県補助をもらうちよるんじゃがこれを一応3月の補正で組むという話であって今度3月の補正のときに質問してもええんじゃが、要はそこで組んじやるようなですけど、中身はようその辺わからんからそれはええんですが。その国県補助を返すという理由ですね。どのような理由で返還しなければならないかとこの辺のことをわかりやすく説明をお願いいたします。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 事業者へ現物での回復を求めましたが平成18年式の同等の車が見つからない状況で現金で弁済したい旨の申し出がありました。それで市としては現物での弁済を基本としていたので現金での弁済方法について改めて県、それから嘱託弁護士のほうへ相談いたしました。その県との相談の中でこの車両は補助対象物件であるために補助金の取り扱いについて国に確認するという旨のその時に回答を得ました。その後県のほうから財産処分の承認申請書を提出するように指導があったためにこの申請書を今提出をしております。国からの処分の承認はまだ得られておりませんが、国庫納付をするということについて内々で指示を受けておりますので、今回補正予算に計上しております。まだ確認というか承認がおりてない状態なんですけど、仮に国庫納付を条件に承認をされるということになりますと通知後20日以内で納付ということになりますので、まずは予算措置が必要になるということになります。今回のケースについては補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして厚生労働省所管一般会計補助金等にかかる財産処分承認基準によりまして地方公共団体がおこなう財産処分、国庫納付に関する条件を附して承認する場合と思われるということです。以上です。

委員長（原田 茂君） 河村委員。

委員（河村 淳君） 今の説明でわからんこともないんじゃが、要は補正予算を組まれておるちゅうことは国の承認は出ちよらんけど一応組んだということでしょうが、要は20年の4月に事故が起きちよると、ということは補助金は2年間分ほど戻すということか、それとも1年か、その辺わかれば。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 事故当時の2年間分です。

委員長（原田 茂君） 河本委員。

委員（河本芳久君） 今、河村委員の関連質問でございますが、補助金返還２年間、私わからないから山田部長にお尋ねしますが、もし２０年の事故発生とともに原状回復すれば補助金の返還は必要ないんですか、あるんですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 必要あります。

委員長（原田 茂君） 河本委員。

委員（河本芳久君） 必要あり。原状回復をしても返還の必要があるんですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） その車そのものがなくなったということで処分申請はありますが、返還についてはまた国との協議になると思います。

委員長（原田 茂君） 河本委員。

委員（河本芳久君） それでは続いてこの最初の決裁のときに参考資料として、配食サービス事業中やむを得ない交通事故であり耐用期間中であっても補助金返還の対象にならないと、こう県の説明があったというのが書いてありますが、このような県との合議の結果そういう文書をこれに記載されたんですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 交通事故によりその配食サービス用の車が廃車になるということについて県のほうへ電話で報告をいたしました。その対応について相談をその場でいたしましたところ、廃車となる車は補助金対象の物件であるから返還対象となるのか、それから責任額保険料が３万いくら返っておりますのでその取り扱いはどうすればいいのかということ相談しております。そのときに県からの回答で補助金返還の対象にはならない。責任額については代替車の購入経費の一部に対応するのであれば問題ない旨の回答を得ております。以上です。

委員長（原田 茂君） 河本委員。

委員（河本芳久君） これは確かな情報ではないけれども市民のグループから県にこの時点におけるそういう問い合わせの確認があったかないかという情報公開を求められた中にはそういう相談はなかったというような回答もあったように伺っております。そういうことがもし事実であればこれは大変なことです、しかし一応はそういったことをなされたということであれば我々も納得するわけです。その辺りいかがですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 電話での確認を行っております。その事項をこの参

考資料として添付をしております。

委員長（原田 茂君） 河本委員。

委員（河本芳久君） そうすると、この当初の処理にあたっては返還の必要はないという判断のもとに事故処理にあたられたが、その後において返還をせざるを得なくなったという、結論ではないんですが、その辺の返還のおそれについては事故処理後いつ頃気づかれたんですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先ほど申しましたが、事業者のほうに現物でということでも何度もお願いをしましたが、同じ年式の車がない現金で弁済したいという旨の申し出がありました。それについて現物ということの基本にしていまして現金で弁済があった場合どうすればいいのかということであらためて県のほうへ9月頃相談に参りました。そのときに補助の対象物件であるので国に確認をするからということで回答を得て帰っております。

委員長（原田 茂君） 河本委員。

委員（河本芳久君） 一つ疑問になるのは1年経って古屋課長補佐の起案文書によって一応県とも合議をしながら事故車の処理にあたっては慎重な対応をされてきた。その結果が今県もそれなりの回答と、そうすると当初は電話対応でそこまでの判断には県もいたっていなかった、市もそれに対応することも必要ないということ認識で当初はおられたわけですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 通常電話で県のほうに連絡をし報告をし、県の指導を仰ぎながら事故処理を進めていくということにしておりますので、県にそういう回答をもらったということでその方向で動いておりました。

委員長（原田 茂君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 一応確認ですが、当初は、県も返還の必要はないと。しかしその後の回復措置について県に伺ったところやはり返還に関わる問題も内蔵していると。そして国への合議も問い合わせも必要であると。そういった形で事後処理に当たってきたと。こう私は受け止めた訳です。しかし、こういう重大な返還に関わる問題、それから原状回復にどうしても繋がる問題であれば出発の当初に慎重な対応が当然なされるべきではなかったんだらうかと。こういう判断を私なりにしておる訳です。その辺の私の判断っていうか、適正に処理したとそういうふうに私も信じておるし、そうであったと思いますけどもいろいろ資料を分析する中でややボタ



ンの掛け違えか、それともこれぐらいならという形で初発の事務処理、そういった形でいろいろ問題がふくらんでいきやはり原点にかえってきちっと処理をしなかった、ならなかったんじゃないかなと。そういう思いを私自身がもっておるんです。初発の事故処理に係わる姿勢というものが大変必要じゃなかったんじゃないかと。こういう思いをしているんですがその辺のところ私の思いは片思いでしょうか。それともこうであったということがあればお聞かせ願いたいと。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長

市民福祉部長（山田悦子君） ご指摘のとおりだと思いますので、今後については、きちんと対応するように心がけたいと思っております。

委員長（原田 茂君） 他には、はい、村上委員。

委員（村上健二君） 長寿社会課の問い合わせというのは、県の職員の回答ですか。配食サービス事業中のやむを得ない交通事故でありとありますけど。過失が90%もあるのに県の職員がやむを得ない交通事故っていうようなそういう形式でものを言いますかいね。あなたは、やむを得ない交通事故っちゅうのはどういうふうに考えておるんですか。聞かれて。私はちょっと腑に落ちんですけど。本当に県に問い合わせられたんですか。私は県の職員がやむを得ない交通事故というのはありえんと思うんですけどね。過失が90%も。天災とかは話は別。これはあなたが勝手に書かれた訳じゃないの。県の職員がこう言われたんですか本当に。（発言する者あり）

副委員長（南口彰夫君） 今のままの議論で行くのならば、執行部にあたかも何か不正があったように思われるような曖昧な答弁になっちゃうと。もっと責任をもって答弁せんにゃあ、きょうの議事録をきちんと掘り起こして次の委員会で議論するようになるんじゃないから。少なくとも、あなたたちの答弁は、安富議員が言ったようにそもそもは、総務企業委員会での市長報告から始まっちゃうんじゃないから。その市長報告を踏まえた上での答弁じゃなけんにゃあ、それを乗り越えた答弁をするとそもそも議論をもう一回、やり直さんにゃあいけんようになる。最初の申し合わせ事項のように全損事故の行政事務ということにこだわって進めるんか。それとも政和会が出っしょるって、頼まれたから政和会の発言を抑えちゃうんやから私は。なあ委員長。政和会のほうの発言を抑えたまま議論するよるんよあんたら。政和会に言いたいことを言うてもええて言わせるんなら、今までの約束、こっちを反古して好きなようにやってくれって言うよ。行政事務なら行政事務でいくんか。それとも執行部に不正があるっていうような方向にまた広げるんか、ここの委員会運営のところ

がずれてきよるから。少なくとも正副委員長で私は委員長から頼まれた約束事があるから守りよるぞ。ええか。

委員長（原田 茂君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今までの質疑と言うかね、調査、審議する、あくまでも事故車の事務処理に関わってそういう対応について疑義があったからそれを正す。それ以外の何物でもないとは思ってるんですがね。もし、今それを逸脱しておれば十分ご指摘があれば訂正しますけども。やはり事故処理に当たって県国との対応はどういうふうな進め方、または相談されてきたかという確認の今、質問だったと思うんです。だからこういったことは当然、事故処理に当たって適正にされたんじゃないかなと思うんですが、まあいろいろ疑義があるところを正していく。これがこの100条委員会の質疑では、調査ではなかろうかと。こう私は受け止めております。

委員長（原田 茂君） はい。

委員（徳並伍朗君） 政和会より出しました資料によって100条委員会を立ち上げていただきました。その中で議案の調査、政治調査、あるいは事務執行調査とあるわけでありますが、基本的な100条委員会である政治調査はされておられません。これを今から我々の資料の委員長にお願いをしておりますけれど、これをもう一遍ですね今から発言をして良いものでしたら、させていただき、政治調査の意見も聞いていただくようお願いしたいと思いますがいかがですか。

委員長（原田 茂君） はい、ここで休憩をいたします。

午後3時06分休憩

午後3時26分再開

委員長（原田 茂君） 休憩を閉じ会議を続行いたします。皆様にお諮りしたいと思います。本日は大変加熱したご意見が出ておりまして、オーバーヒート気味と私が判断をいたしまして、本日はこれにて、散会、閉会したいと思います。なお、今後のことについては議長、副議長、私どもで検討させていただきます。それではお疲れ様でございました。

午後3時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年2月24日

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会

委員長

Handwritten signature in black ink, consisting of three characters: '原' (Haru), '田' (Hiko), and '茂' (Mori).